

# 川崎市

令和6年後期号【第39号】

# 資源集団回収だより



令和6年後期分（7～12月）は  
みなさまの活動により

**約15,290 t**の対象物を回収する  
ことができました。



## 令和6年後期分（7月～12月）の回収量

単位:kg

古紙類					古紙類 計	古布類	生きびん類	回収量 総計
新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	その他				
3,793,932	3,821,043	7,212,735	8,206	5,940	14,841,856	448,536	31	15,290,423

## 次回(令和7年1月から6月まで)の奨励金交付申請について

次回の奨励金申請書の提出期限は令和7年7月末日です。期日までに所管の事業所へ御提出ください。提出が遅れると、奨励金を交付することができませんので、ご注意ください。

### ～申請書・届出書の提出先～

#### 【川崎生活環境事業所（川崎区）】

〒210-0826 川崎区塩浜 4-11-9 （電話）044-266-5747

#### 【中原生活環境事業所（幸区・中原区）】

〒211-0012 中原区中丸子 155-1 （電話）044-411-9220

#### 【宮前生活環境事業所（高津区・宮前区）】

〒216-0033 宮前区宮崎 172 （電話）044-866-9131

#### 【多摩生活環境事業所（多摩区・麻生区）】

〒214-0032 多摩区枳形 1-14-1 （電話）044-933-4111

○代表者・担当者・書類送付先等の変更があった場合は、登録変更届の御提出をお願いいたします。なお、登録変更届等の手続きについても、オンライン申請が可能です。詳細は裏面を御参照ください。

# 資源集団回収の出し方に御協力ください

回収業者の回収効率を上げるため、登録団体の皆様には、資源集団回収の出し方について、利用者の方々へ周知をお願い申し上げます。また、普及広報用チラシ「正しい資源集団回収の出し方」を、回収場所への掲示や利用者の方々への回覧などの周知の際に御活用ください。

## チラシのダウンロード方法

### 【ステップ①】川崎市 HP で「資源集団回収」と検索



### 【ステップ②】登録団体のページに進む

紙パック、ペットボトル、空の容器などに紐で結んでお出しください。【中核】口着、口巾、糸、濡れるとリユース、リサイクルできません。透明または半透明のビニール袋に入れてお...

川崎市：資源集団回収登録団体のみなさまへ

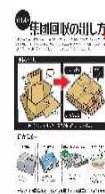
[www.city.kawasaki.jp/300/page/0000081142.html](http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000081142.html)

資源集団回収を実施すると、回収物1kgあたり3円の奨励金の交付を受けることができます。奨励金の交付申請時期は年2回あり、所定の期日までに必要な手続きをお願いします。・前期分 (...)

こちらをクリック！

### 【ステップ③】チラシをダウンロード

市からの大切なお知らせ



こちらからダウンロード！

普及広報用チラシ「正しい資源集団回収の出し方」を、回収場所への掲示や利用者の方々への回覧など、周知の際に御活用ください。

正しい資源集団回収の出し方

[正しい資源集団回収の出し方\(PDF形式、1.40MB\)](#)

## 変更届もオンライン申請できます！



変更届等は、市ホームページの入力フォームから申請が可能です。スマートフォンでも申請ができますので、ぜひ御活用ください。

各種申請は、市ホームページ「資源集団回収登録団体のみなさまへ」のページ(上記参照)またはこちらのQRコードから



## 家庭系廃棄物の持ち去りを条例で禁止しています

市民の方が安心安全にごみ出しができる生活環境を確保するため、集積所からの家庭系廃棄物の持ち去り、資源集団回収場所からの資源集団回収品目の持ち去りを禁止するため条例改正を行いました(令和4年4月1日施行、罰則は令和4年10月1日施行)。

持ち去りを発見した場合、トラブルに発展する可能性もあるので、直接声をかけることは避け、生活環境事業所へ連絡をお願いいたします(表に生活環境事業所の連絡先記載あり)。

## 事業活動で排出される資源ごみは奨励金の対象外です

街の飲食店などの事業活動から排出される資源ごみは、奨励金の対象外となります。事業者から受け取ることがないように御注意ください。